

(七) 林大使ト英國外務大臣トノ會見  
備載  
本省着 大正十年六月五日

林 大 使

内 田 外 務 大 臣

第七〇〇號 (極秘)

貴電第三三九號乃至第三四一號及第三四三號六月一日接到依テ豫メ  
打合セノ上二日午后「カーゾン」卿ヲ往訪シタル處同卿ハ急ニ同日  
閣議ノ開催ヲ見ルコト、ナルニ至レル爲メ乍遺憾長時間會談ノ暇ナ  
キ旨ヲ述ヘタルニ付本使ハ本日同卿ヲ往訪シタルハ幾ニ同卿ヨリ日  
英同盟改訂問題商議期間ヲ三箇月後ニシタキ旨ノ希望出テタルニ關

(已 號 用 紙)

外 務 省

(已 號 用 紙)

連シ現行日英同盟協約ノ有効期間ノ解釋問題ニ關スル件ナルコトヲ  
告ケ在本邦英國大使ハ内田外務大臣ニ對シ同氏ノ私見ニ據レハ同協  
約ハ本年七月十三日迄ニ改訂ヲ見サル場合ニハ自然ニ消滅ニ歸スル  
モノト解釋スル次第ニシテ今回右有効期間ヲ三箇月間延長セントス  
ルモノナリト述ヘタルカ内田伯爵ノ意見ニテハ右協約ヲ消滅セシム  
ルニハ同協約ノ規定ニ從ヒテ正式ニ廢棄ノ意思ヲ表示シ夫レヨリ一  
年ノ後ニ至リ終了スルモノナリトノ意見ナル旨ヲ簡單ニ説明シタル  
處同卿ハ現行協約カ三箇月ノ終リニ至リ自然消滅ニ歸ストノ解  
釋カ如何ニモ臆ニ落チサルカ如キ様子ニテ三箇月ニテ改訂交渉終了  
セサル場合ニハ更ニ期間ヲ延長スル途アルニアラスヤト述フルト共  
ニ右ハ内田伯爵ノ意見ナリヤト尋ネタルニ付本使ハ右ハ「サー、チヤ

外 務 省

「ルス」カ内田伯ニ對シテ述ヘタル處ニシテ内田伯ハ全然右ト反對  
ノ意見ヲ有スル次第ナル旨ヲ指摘シ豫メ携ヘ行キタル貴電第三二四  
號英國大使書翰並貴電第三四〇號及第三四一號寫ヲ同卿ニ手交シ彼  
我ノ意見ノ詳細ハ右ニ依リ篤ト承知ヲ請フ旨ヲ述ヘ辭去シタリ  
右在米及在佛各大使ヘ轉電セリ

(已號用紙)

外務省

0 66

REEL No. 調-0008

0404